

## 指標 3.c.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 3.c.1** 医療従事者の密度と分布

**ターゲット 3.c** 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。

**ゴール 3** あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

### 医師、歯科医師及び薬剤師

#### 定義及び根拠

##### ○ 定義

医師、歯科医師及び薬剤師の密度は、人口 10 万人当たりの医師、歯科医師及び薬剤師の数として定義される。

また、医師、歯科医師及び薬剤師の分布は、全数に占める男女の割合で表される。

##### ○ 概念

医師は、日本国内に住所があって、医師法第 6 条第 3 項により届け出た者。

歯科医師は、日本国内に住所があって、歯科医師法第 6 条第 3 項により届け出た者。

薬剤師は、日本国内に住所があって、薬剤師法第 9 条により届け出た者。

##### ○ 根拠及び解釈

医師・歯科医師・薬剤師統計は、医師・歯科医師・薬剤師が医師法等各根拠法令に基づき、2 年ごとに厚生労働省令で定める事項について届出票に記入し、厚生労働大臣に届け出たものを集計の対象としており、医師・歯科医師・薬剤師の数の動向を把握できる。

#### データソース及び収集方法

医師・歯科医師・薬剤師調査

医師・歯科医師・薬剤師統計

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

人口 10 万対医師数 = 医師数 / 10 月 1 日現在における人口 × 100,000

人口 10 万対歯科医師数 = 歯科医師数 / 10 月 1 日現在における人口 × 100,000

人口 10 万対薬剤師数 = 薬剤師数 / 10 月 1 日現在における人口 × 100,000

### ○ コメントと限界

日本国内に住所があって、医師法第 6 条第 3 項により届け出た医師、歯科医師法第 6 条第 3 項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第 9 条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象としている。

グローバルメタデータでは 1 万人当たりの人数を算出することとされているが、我が国の医師・歯科医師・薬剤師統計では、人口 10 万人当たりの人数を算出している。

## データの詳細集計

男女別

## 参考

令和 2 年医師・歯科医師・薬剤師統計 (e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450026&tstat=000001135683&cycle=7&tclass1=000001163706&tclass2=000001163708&tclass3val=0>

第 3 表 人口 10 万対医師数の年次推移, 主たる業務の種別

第 8 表 人口 10 万対歯科医師数の年次推移, 主たる業務の種別

第 11 表-2 人口 10 万対薬剤師数の年次推移 (平成 6 年~令和 2 年), 業務の種別

第 12 表 医師数及び構成割合の年次推移, 年齢階級、性別

第 13 表 歯科医師数及び構成割合の年次推移, 年齢階級、性別

第 14 表 薬剤師数及び構成割合の年次推移, 年齢階級、性別

**データ提供府省**

厚生労働省

**関連政策府省**

厚生労働省

**担当国際機関**

世界保健機関 (WHO)